

顕著な普遍的価値 (OUV) の属性、要素のグループ／要素ごとの保存管理（方向性・方法・関係法令）

顕著な普遍的価値の属性	要素のグループ／要素	保存管理の方向性	保存管理の方法	関係法令
属性1 信仰の対象	<p>■ 馬返より上方の富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 標高約 1,500mより上方の区域の地形等 ➢ 信仰関連の場所、建築物・工作物等 ➢ 登山道、山小屋等 ➢ 遺構 ➢ 登拝等の信仰行為、神聖な空間 		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地質・地形、植生、信仰関連の人為的な地形・施設、石造物等は、現状維持を基本とした保存管理を行う。 ➢ 土地の形状や地形の変更、土壌・岩石・植物の採取、木竹の伐採等は、学術研究その他公益上必要と認められるもの等を除き、厳しく規制する。 ➢ 土地の掘削を行う場合は、必要に応じて発掘調査を行い、発見された遺構・遺物の保存・整理を行う。 ➢ 山小屋・休憩施設の改修等は、位置・規模・形態・色彩等の観点から、風致景観に配慮する。 ➢ 落石防護壁等の人工建造物の設置に当たっては、展望景観との調和に十分配慮する。 ➢ 山域の山林については、風致景観に配慮した維持管理を行う。 	<p>自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との調整の下に、主として文化財保護法に基づき管理する。</p>
	<p>■ 浅間神社の境内・社殿群、御師住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 神社の境内、社殿、鳥居等の工作物等 ➢ 御師住宅の住宅、信仰関連の工作物等 ➢ 遺構 ➢ 神事等の信仰行為、神聖な空間 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各々の構成資産・構成要素の特質に応じて、それらに含まれる各要素を安定した状態で維持する。 ➢ 各構成資産及びそれらの直近の周辺環境を良好に維持する。 ➢ 登拝行為の本質を伝える現在の登山形式を継承・発展させる。 ➢ 現在に引き継がれる信仰関連の伝統的な神事を継承する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 信仰関連の人為的な地形、湧水等の自然物、社殿等の建築物や鳥居等の工作物、参道、地下に埋蔵されている遺構・遺物については、現状維持に努める。 ➢ 土地の形状・土壌の性質変更、木竹の伐採、植物の採取等は、学術研究その他公益上必要と認められるもの等を除き、厳しく規制する。 ➢ 建築物及び工作物の更新等による遺構破壊及び景観阻害を厳しく規制する。土地の掘削を行う場合は、必要に応じて発掘調査を行い、遺構・遺物の適切な保存・整理を行う。 ➢ 神聖で厳肅な境内の雰囲気を持するため、現在の景観を維持するよう保護・保全を図る。 	<p>自然公園法（北口本宮富士浅間神社、富士御室浅間神社を対象）との調整の下に、主として文化財保護法に基づき管理する。</p>
	<p>■ 霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 湖水、湖岸の地形、湧水 ➢ 胎内・洞穴・風穴の地形、信仰関連の建築物等 ➢ 滝、信仰関連の石碑 ➢ マツの群生、砂浜の地形、神社の境内等 ➢ 神聖な空間 		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 土地の形状、地形の変更、土壌・岩石・植物の採取、木竹の伐採等は、学術研究その他公益上必要と認められるもの等を除き、厳しく規制する。 ➢ 湖水の水質、湖岸の地形を属性に配慮した良好な状態で維持する。 ➢ 湧水の水質・水量を属性に配慮した良好な状態で維持するとともに、周辺環境を含めた維持管理を行う。 ➢ 胎内・洞穴の地質・地形及び信仰関連の工作物の位置・形態・性質の維持管理に努める。 ➢ 風穴、碑塔群等の位置・形態・性質の維持に努め、風穴の地上面にある山林区域を属性に配慮した良好な状態で保存管理する。 ➢ 岩盤の形態及び湧出する水の水質・水量の維持管理に努め、神聖で秀麗な滝の風致景観を維持管理する。 ➢ マツの樹叢の育成、砂浜海岸地形を維持管理する。 	<p>自然公園法(富士五湖、白糸ノ滝を対象)との調整の下に、主として文化財保護法に基づき管理する。</p>
属性2 芸術の源泉	<p>■ 展望地点・展望景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中ノ倉峠・三保松原にある代表的な展望地点 ➢ 構成資産内に位置する定点観測地点 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 視点場としての展望地点とその周辺を良好に維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地形・植生の維持・保全及び展望地点とその周辺を、属性に配慮した良好な状態で維持する。 	<p>構成資産については、自然公園法・国有林野の管理経営に関する法律との調整の下に、文化財保護法に基づき管理する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 中ノ倉峠から富士山への展望景観 ➢ 三保松原から海浜の松原越しに富士山を望む展望景観 ➢ 上記2箇所のほか、34の観測地点からの展望景観 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 富士山域を中心とする資産全体との距離、その間に介在する地形・土地利用形態などを十分考慮しつつ、良好で望ましい展望景観を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地形・植生の維持・保全、展望景観に対する阻害要因を抑制・制御し、望ましい展望景観を創出する。 	<p>緩衝地帯については文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律に基づき管理するとともに、関係地方公共団体の景観条例をはじめ、緩衝地帯における関連法令に基づき保全する。</p>